港湾用語の基礎知識

106 作業船

作業船とは

港湾や海岸では様々な船舶が活動していますが、その全てが作業船として扱われるわけではありません。一般社団法人日本作業船協会では、「河川・湖沼、海岸、港湾及び海洋土木工事などに使用する工事用船舶の総称」を作業船の定義としています。これらの具体的な分類については図1のとおりとしています。

浚渫埋立用作業船	作業補助船
ポンプ式浚渫船	揚錨船
ドラグサクション浚渫船	引船
ポンプ浚渫船	押船
カッターレスポンプ浚渫船	業務艇
マイクロポンプ浚渫船	交通船
軟泥浚渫船	警戒船
機械式浚渫船	潜水士船
グラブ浚渫船	運搬作業船
砕岩船	ガット船
バックホウ浚渫船	ガットバージ
バケット浚渫船	石運船
ディッパー浚渫船	捨石船
揚土船	土運船
リクレーマ船	台船・運搬船
バージアンローダ船	給水船
空気圧送船	廃油回収船
油圧圧送船	調査船
プレミックス船	測量船
構造物築造船	磁気探査船
揚重作業船	スパッド台船(調査用)
起重機船	環境整備船
クレーン付台船	清掃船
築造作業船	油回収船
杭打船	オイルフェンス展張船
コンクリートミキサー船	特殊船
ケーソン製作用台船	多目的外洋作業船
自己昇降式台船	特殊作業船
スパッド台船(築造用)	水中作業機械
地盤改良船	
深層混合処理船	
サンドドレーン船	
サンドコンパクション船	
砂撒船	

図1 作業船の分類 ((一社)日本作業船協会HPより)

上記以外の作業を目的とする海上石油掘削リグ、パイプ 敷設船、砕氷船、海難救助船、消防艇なども作業船に分 類される場合もありますが、ここでは定義より外れるため除 外しています。

国土交通省地方整備局等が所有する作業船

作業船は前述のとおり港湾工事等に使用されるものですが、国土交通省では、我が国の港湾整備事業及び海洋環境整備事業の着実な遂行のため、地方整備局等で作業船(大型浚渫兼油回収船、海洋環境整備船、港湾業務艇)を所有しています。

(1) 大型浚渫兼油回収船

大型浚渫兼油回収船は、海底の土砂を浚って取り除く浚 渫機能と海洋に流出した油の回収機能を備えた作業船で、 現在「清龍丸 (名古屋港)」「海翔丸 (北九州港)」「白山 (新 潟港)」の3隻を配備しています。通常時は、配備各港にて 航路・泊地の浚渫作業に従事していますが、油流出事案の 発生時は、海上保安庁からの出動要請等¹¹に基づき、出動 後概ね48時間以内で本邦周辺海域の現場に到着し、迅速 かつ確実な油回収作業を実施できる体制を整えています。



図2 大型浚渫兼油回収船「白山」

(2) 海洋環境整備船

海洋環境整備船は、船舶の航行安全の確保や、海洋の 汚染を防除するため、海面に漂流する流木等のごみや船 舶等から流出した油の回収を行う作業船です。東京湾、伊 勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域(港湾区域、 漁港区域を除く)において12隻を配備しています。

最近の災害対応事例としては、令和2年7月豪雨において 大量に流出した流木等漂流物の回収作業を実施しています。



図3 海洋環境整備船による回収作業

(3) 港湾業務艇

港湾業務艇は、港湾整備事業に伴って国土交通省が実施する港湾工事の監督や検査、海域の調査、測量、開発保全航路2の管理等に従事しています。また、災害発生時には港湾施設の点検や緊急物資の輸送活動等にも利用されています。現在、全国の港湾に56隻を配備しています。

- 1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2
- 2) 港湾法第2条第8項の規定に基づき、港湾管理者が管理する 港湾区域及び河川法に規定する河川区域以外の水域におけ る船舶の交通を確保するため、国が自ら開発及び保全に関 する工事を必要とする航路